

I 概要

桜井市議会文教厚生委員会所属議員行政視察

1 期 日 令和元年10月30日(水)～31日(木)

2 派遣委員 (委員長) 金山 成樹 (副委員長) 小西 誠次
(委員) 西 忠吉 (委員) 工藤 将之
(委員) 大西 亘 (委員) 井戸 良美
(委員) 工藤 敏太郎

議長 藤井 孝博

以上 8名

3 視察地

1日目(10月30日)

- ・ 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
吉野ヶ里歴史公園

2日目(10月31日)

- ・ 福岡県春日市
春日市役所



4 視察目的

【吉野ヶ里歴史公園】

吉野ヶ里遺跡の発掘と歴史公園について調査する。

【春日市】

コミュニティー・スクールについて調査する。

本委員会の所属議員は、議会の議決を得て、上記のとおり派遣を許可され、視察事項のとおり研修を行いました。

II 研修内容のまとめ

吉野ヶ里遺跡の発掘と歴史公園について（佐賀県吉野ヶ里町）

吉野ヶ里歴史公園において、現地視察を行い、遺跡発掘及び歴史公園設置の経緯等について説明を受けた後、歴史公園センターにおいて質疑応答を行う。

吉野ヶ里遺跡

- 特別史跡に指定されている弥生時代を代表する遺跡
- 国営歴史公園としての大規模な遺跡整備
- 国と佐賀県が一体となってつくりあげている歴史公園

●概要

吉野ヶ里遺跡は、脊振山（せふりさん）南麓から佐賀平野に向かって細長く伸びた段丘上にあり、この段丘は、長さ約4.5km、幅約600m、標高およそ7～20mで、この尾根線上を佐賀県神埼市、吉野ヶ里町の境界線が走っている。

この遺跡は、昭和61年からの工業団地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果などから弥生時代（※紀元前4世紀から紀元3世紀ごろ）の約700年という長い期間を通して小さいムラが大陸の文化を取り入れ、やがてクニの中心集落へと発展する過程を教えてくれる極めて学術的価値の高い遺跡であることが判明した。

なかでも弥生時代後期の環濠集落跡は国内でも最大規模のものであり、中国の史書「魏志倭人伝」に記された邪馬台国の様子を彷彿させるものとして、全国的に注目を集め、平成3年5月には国の特別史跡に指定されている。

●主な経緯

- 昭和61～63年度・・・神埼工業団地計画に伴う本発掘調査
- 平成元年2月・・・報道をきっかけに多数の見学者が訪れる
- 平成元年度～・・・国庫補助事業による確認調査開始
- 平成元年5月・・・約2ヶ月半で見学者が100万人を超える
- 平成4年10月・・・国営吉野ヶ里歴史公園設置閣議決定（合わせて県立公園設置決定）
- 平成5年度～・・・北内郭の調査で弥生時代最大級の大型掘立柱建物跡（主祭殿）
確認
- 平成13年4月・・・歴史公園第1期開（北内郭など）
- 平成20年2月・・・「北墳丘墓覆屋」公開
- 平成25年3月・・・「古代の森ゾーン」公開（国営公園部分ほぼ全域開園）
- 平成28年7月・・・「北口エリア（古代の森ゾーン）」開園（県立公園部分ほぼ全域開園）

●これまでの発掘調査について

佐賀県が調査主体

1. 神埼工業団地計画に伴う本調査

(昭和61～平成3年度：現地調査は昭和61～63年度)

佐賀県における県・市町の発掘調査の役割分担にしたがって、佐賀県が調査主体となる。

「広域・大規模な開発事業については、県が調査主体となる」

開発市町である神崎市・三田川町（当時）から業務委託により発掘調査印の協力を得た。

2. 国庫補助事業による確認調査

(平成元年度～ 継続中)

- ・遺跡の全体像を把握するための吉野ヶ里遺跡全域を対象とした発掘調査
(公園事業区分、文化財指定の有無を問わない)
- ・文化財保護部局の責任として、公園整備に対し遺跡情報を与える
- ・公園整備に関わらない緊急的な発掘調査

3. 国土交通省受託による確認調査

(平成9年度～27年度：現地調査は平成24年度まで)

- ・国営公園区域内（特別史跡・県史跡）において、恒久的な施設（トイレ・園路）や極端な盛土を施す区域の発掘調査
- ・整備の実施設計策定前に地下遺構の状況を緊急に把握する必要がある区域、かつ補助事業で当面調査計画がない区域の発掘調査
- ・無指定区域で国が整備する施設を設置する区域（入口ゾーンの歴史公園センター敷地・駐車場など）

4. 県土整備部（県土づくり本部）再配当による確認調査

(平成9～18年度)

- ・県立公園区域内（文化財無指定地区）において、恒久的な施設（トイレ・園路）や極端な盛土を施す区域の発掘調査
- ・整備の実施設計策定前に地下遺構の状況を緊急に把握する必要がある区域、かつ補助事業で当面調査計画がない区域の発掘調査

●保存・整備

保存

平成元年2月の全国的な報道が契機となり、遺跡保存が決定。

平成2年に史跡指定、平成3年に特別史跡指定（約22ha）

平成5年に佐賀県史跡指定について佐賀県文化財保護審議会が答申（約28ha）
（用地公有化後に順次告示手続きを行った）
特別史跡・佐賀県史跡の公有化は、佐賀県が担う。
（国営吉野ヶ里歴史公園（仮称）の整備及び管理に係る基本協定書第3条）

整備（県による仮整備）

平成元年・・・6月補正予算で遺跡の仮整備費を計上。

建物仮復元（物見櫓2・竪穴建物4・高床倉庫2）

遺構仮復元（外環濠・内環濠）

見学歩道舗装工事・芝張り工事

墳丘墓覆屋・展示室（初年度のみの賃借料）

模型・レプリカ作成（展示資料）

平成元年10月・・・環濠集落・建物群仮整備など公開

平成元年11月・・・墳丘墓覆屋など公開

※国営公園設置決定後は、国（国交省）が遺跡整備を行う。



平成2年度・・・「吉野ヶ里遺跡保存活用基本計画」策定

【参考】国営吉野ヶ里歴史公園（仮称）の整備及び管理に係る基本協定書

（事業区分）

第3条 史跡指定区域の用地買収は、佐賀県が行う。

2 史跡指定区域の文化財調査は、佐賀県教育委員会が行うものとする。ただし、公園整備に密接に関連する調査については、別に国と佐賀県との間で協議して取り決めるものとする。

3 史跡指定区域の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項の「公園施設」をいう。以下同じ。）の整備は国が行う。

4 史跡指定区域の史跡の保存のための施設の整備は、佐賀県が行う。

吉野ヶ里歴史公園

国営吉野ヶ里歴史公園は、日本固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため、平成4年10月の閣議決定により設置された計画面積約54haの国営公園である。また、国営公園の周囲には、国営公園と一体となって、遺跡の環境保全及び歴史公園としての機能の充実をはかるために約63haの県立公園が計画されており、総面積117haの区域が吉野ヶ里歴史公園として整備されている。

●国営公園への取組み

遺跡を核とした国営歴史公園の構想が浮上

※国営公園（口号公園）

国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

歴史公園としては他に、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

平成元年8月 ・ ・ 知事が国営公園化を強く要望する旨表明

平成元年11月 ・ ・ 知事が吉野ヶ里遺跡保存整備に関する要望書を首相に提出

（特別史跡指定・土地公有化の予算計上・国営公園事業化の要望）

平成3年5月 ・ ・ 県が「吉野ヶ里国営公園実現推進本部」を設置

平成3年8月 ・ ・ 官民一体の「吉野ヶ里国営公園実現推進協議会」発足

県内外・首都圏でのPR活動を精力的に展開

国営公園実現の要望決議：全国史跡整備市町村協議会・日本考古学協会

九州地区文化財保護整備協議会・九州知事会ほか

平成3年12月 ・ ・ 平成4年度政府予算案で整備着手事業が承認される

平成4年10月27日 ・ ・ 国営吉野ヶ里歴史公園設置閣議決定

●整備計画

基本理念

吉野ヶ里遺跡の保存を通しての本物へのこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示等の遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感できる場を創出することとし、もって日本はもとより世界への情報発信の拠点とする。

基本テーマ

「弥生人の声が聞こえる」

●歴史公園の現況

全体 年間来訪者数：約70万人（昨年度は過去最高の

77.4万人）

国営 進捗状況：約98%

総整備費：約274億円

工事年数：24年間（平成4～27年度）

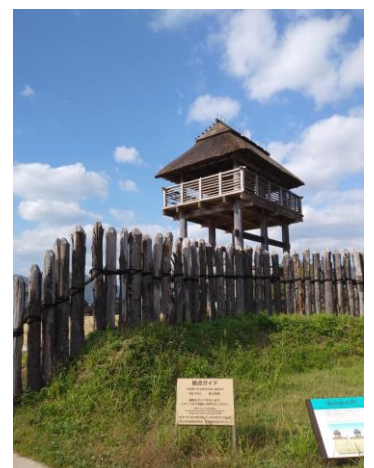
年間管理費：約5億円（うち指定管理者委託費約4億円）

県立 進捗状況：約96%

総事業費：約208億円（うち施設費1/2・用地費1/3）

工事年数：29年間予定（平成5年度～令和3年度）

年間管理費：約2.6億円（指定管理者委託料）



【主な質疑応答】

問. 当該市町村の話いっさい出てこないが、確か2つの市町村にまたがっているが、そういう話になっているのか、どこが窓口になっているのか。あと、市町村の意見は取り入れられているのか。

答. 発掘当初は調査員を派遣していただいていたが、本格的な発掘になると、県へ移行し、市町は広報（アピール）、記念事業等は県が主催しているところである。

問. 当該歴史公園全体を見ると南から順に祭壇→南内郭→墓列と、ひとつの線で繋がれているように思われるが、そうであるのか。

答. 当時のひとつのムラが形成されているので、繋がっている。

【所 感】

当初は、工業団地計画の発掘調査による遺跡発見報道の反響から、遺跡保存を決定した当時の県知事の英断と、このような広大な土地の開発がまもなく完了するという大事業の功績に敬意を表す。国営公園は規制が厳しいが、比較的規制が緩やかな部分を県営としバーベキュー等ができるよう憩いの場を設置するなど、上手く使い分けがなされていて工夫されている。本市の纏向遺跡に関する施設整備にも大いに参考していくべきであると考え。

コミュニティスクールについて（福岡県春日市）

春日市役所において、事業の概要、経緯等について説明を受けた後、質疑応答を行う。

【春日市の概要】

九州北部、福岡都市圏の中央部に位置。福岡市の南側に隣接し、福岡市中心部まで10km圏内という地理的好条件に恵まれ、福岡市の発展に伴いベッドタウンとして都市化が進んだ。南西4km、南北5.34kmのひし形に近い円形をしており、面積は14.15kmで福岡県内で一番面積の小さな市であるが、人口は10万人を超え人口密度が福岡県で最も高い。玄界灘に注ぐ、脊振山系を源とする那珂川と宝満山を源とする御笠川に挟まれ、標高は、最高が上白水地区の174.5m、最低が須玖北地区の12.8mで、南から北に向けてなだらかな傾斜を持つ丘陵地である。気候は内陸型気候に属し、年間平均気温が16.5度と、比較的温暖な気候であり、年間降水量は1,208mm程度である。早くから民間へのアウトソーシング等の行政改革が進んでおり、人口1,000人当たりの職員数は、全国の市町村の中で最も少ない。

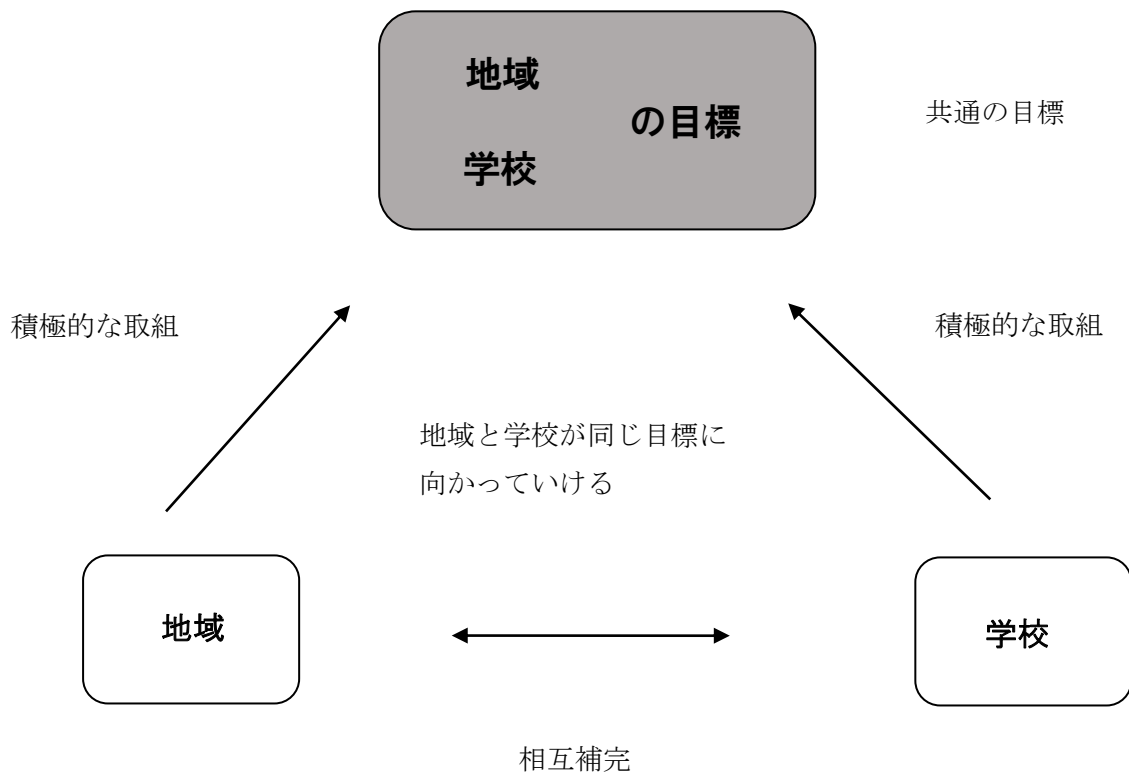
●コミュニティスクール（学校運営協議会制度）とは

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組みである。学校運営に地域の声を生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

◆主な役割

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

●コミュニティスクールを導入すると・・・



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子供たちへの教育効果も大いに期待できます。

→ “地域と学校が一体” となって、“役割分担” をしながら、それぞれが “主体的” に取り組むので、お互いに “達成感” を味わうことができます。

●中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティースクール）を目指すべき
- 各教育委員会が、コミュニティースクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要

こうした議論を踏まえ、学校運営協議会の設置をさらに促進していくために、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正された。

【主な改正ポイント】

- ・学校運営協議会の設置が努力義務に
- ・学校運営への必要な支援についても協議すること
- ・協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- ・教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに
- ・複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- ・協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

●コミュニティースクール導入校数の割合

【全国～小中学校、義務教育学校の導入校数】

4,796校（16.7%）

【九州地区～導入校数の割合】

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 大分（52.2%） | 宮崎（25.8%） | 佐賀（25.1%） |
| 福岡（19.9%） | 熊本（19.5%） | 鹿児島（17.7%） |
| 沖縄（10.1%） | 長崎（2.8%） | |

【福岡県内～設置市町村（全学校・一部学校）】

| | | |
|-----|--------|---|
| 福岡 | <全学校> | 大野城市、春日市、大宰府市、筑紫野市、那珂川市、 福津市、宇美町、糸島市、新宮町 |
| 北筑後 | <全学校> | 大刀洗町、東峰村、筑前町 |
| | <一部学校> | 小郡市、朝倉市 |
| 南筑後 | <全学校> | 大木町 |

| | | |
|-----|--------|---------|
| | <一部学校> | みやま市 |
| 筑豊 | <一部学校> | 川崎町、飯塚市 |
| 京築 | <全学校> | 築上町 |
| | <一部学校> | 行橋市、上毛町 |
| 北九州 | <全学校> | 岡垣町 |

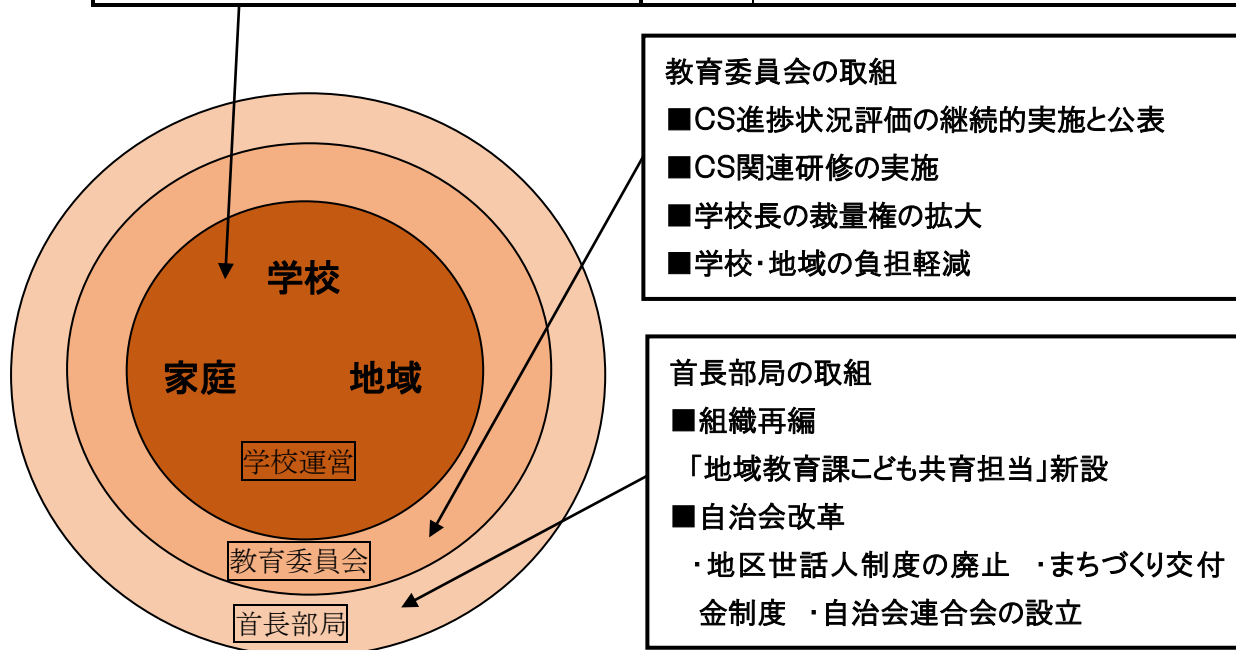
●コミュニティースクール導入の経緯

| | |
|---------|---|
| 平成14年以前 | 学校教育基本計画「子どもトライアングル21」 予算執行権委譲（→学校） |
| 平成16年 | 地教行法改正により「学校運営協議会」設置可能に ・予算原案編成権委譲（→学校） 学校管理運営規則改正（学校の裁量権拡大） ⇒学校運営協議会権限強化 ○制約緩和、内部規定に委任等 ・校長権限（承認⇒届出） ・文書の簡素化（鑑文不要） |
| 平成17年 | 春日北中学校ブロック3校で導入（九州初） |
| 平成18年 | 4校で導入 ・学校事務の共同実施 ・校区再編 |
| 平成19年 | 2校で導入 ・市研究指定休止 |
| 平成20年 | 全小学校導入完了 ⇒市内全自治会が関与 5校 ・小学第6学年30人以下学級 |
| 平成21年 | 3校 自治会改革 ・まちづくり交付金制度 ・地区世話人制度の廃止 ・公民館長の廃止 教育支援センター |
| 平成22年 | 1校 全中学校導入完了 ⇒全校がCSに |

| | |
|-------|--|
| 平成23年 | <p>コミュニティー・スクール評価指標作成 書籍「コミュニティー・スクールの魅力」 発刊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校専任教員（中・有免許） ・スクールソーシャルワーカー （中学校ブロック毎） ・おはよう指導員（小） |
| 平成24年 | <p>全国コミュニケーションスクール研究大会 in 春日市開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省委託研究事業受託開始（CS、学校評価） |
| 平成25年 | 書籍「コミュニティー・スクールの底力」発刊 |
| 平成27年 | <p>市民性評価導入（通知表添付） 地域学校協働活動の推進 →地域コーディネーターの配置 （春日中・春日西小）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まなびや春日」導入 学力的に厳しい子供支援（小） ・日本語指導補助教員配置 |
| 平成28年 | <p>書籍「市民とともに歩み続けるコミュニティー・スクール」 発刊</p> |
| 平成29年 | <p>地域学校協働活動の推進 →地域コーディネーターの配置 （春日小・須玖小・白水小） 市民性が育つ地域づくり シンポジウムの開催</p> |
| 平成30年 | <p>地域教育課こども共育担当の新設（CS担当移管） 組織的・機動的な学校診断導入・試行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まなびや春日」放課後補充学習の導入（教育相談員の活用） |

●春日市コミュニティ・スクールの概要

| 学校の取組 | 学校・家庭・地域の基本的役割 | |
|--|----------------|----------------|
| ■学校運営協議会の充実 ■社会に開かれた教育過程の整備・充実 ■市民性評価の実施 ■組織状況の自己診断実施 | 学校 | 基礎的・基本的な学びの育成 |
| | 家庭 | 基本的な生活習慣の育成 |
| | 地域 | 安全・安心な明るい地域づくり |



●コミュニティ・スクール関連予算

■経常経費

- ・報酬費（会議1回500円）
- ・費用弁償（会議1回1000円）
- ・消耗品費

※その他学校配当予算内で、地域人材講師謝金やリーフレット印刷費等を支出

■国県2/3補助事業

地域学校協働活動事業（春日中ブロック、春日西中ブロック6校）

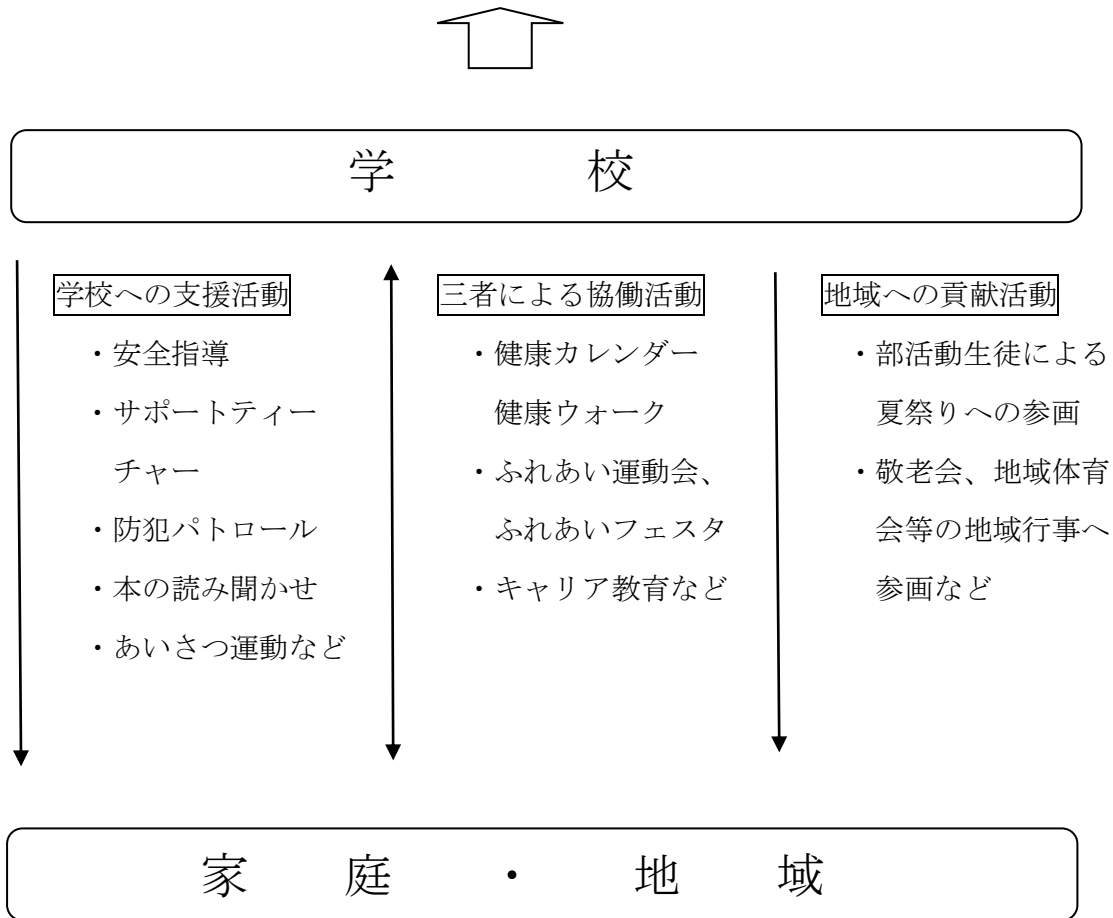
■文部科学省委託研究事業（100%補助）

首長部局等との連携モデル事業（春日中ブロック）※28年度まで

● 5つの特徴

特徴1

目標から見た特徴【双方向の関係構築による共育】



特徴2

学校運営協議会の位置づけから見た特徴

【協働・責任分担方式の学校運営協議会】

◎学校運営協議会

校長のよき理解者、学校の応援・支援団

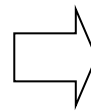
学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、協働しながら相

互に責任を果たす方式《協働・責任分担方式》

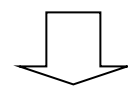
【学校運営協議会委員構成】

- 地域住民（自治会役員等）
- 保護者（PTA 役員等）
- 学識経験者
- 幼稚園長、保育園長
- 民生委員・児童委員
- 教職員（校長、教頭等）
- 行政職員（2名）

他



学校推薦
20名以内



教育委員会が委嘱
(報酬等支給)

【学校運営協議会規則】

趣旨・協議会の目的・設置・学校運営に関する基本的な方針の承認
・学校運営等に関する意見の申出・学校運営等に関する評価・住民の参画の促進等のための情報提供・委員の任命・守秘義務等・任期
・委員の解任・会長、副会長及び専門員・会議・協議会の庶務・協議会の適正な運営を確保するために必要な措置・委任

特徴3 推進組織の位置づけから見た特徴

【実働推進組織の設置】

◎学校運営協議会で協議・承認された内容を課題ごとに具体化・具現化していく実働推進組織の設置

【3タイプの実働組織】

A 合同部会組織タイプ（小8校・中1校）

学校・家庭・地域の三者協働を強調

B 三部会組織タイプ（小1校）

学校・家庭・地域の各役割を強調

C 学校支援組織タイプ（小3校・中5校）

地域、家庭等による学校支援を強調

特徴4 教育課程・各種連携、学校環境から見た特徴

その1 【社会に開かれた教育課程と各種連携】

その2 【地域情報のある学校環境】

特徴5 学校の経営・運営範囲から見た特徴

【家庭、地域とのつながりの経営・運営】

●共育活動例

- ・なんちゅうカレッジ
- ・たてわりサポーター炊飯指導
- ・おやじの会自転車教室
- ・地域の方の昔の遊び指導
- ・地域の方の安全見守り
- ・地域の方の朝の「丸つけ」
- ・近隣大学生の学び手伝い
- ・地域の方の放課後活動

- ・地域の方の茶道クラブ指導
- ・地域の方のしめ縄づくり指導
- ・地域の方の野菜づくり指導
- ・地域の方の校外学習見守り
- ・中学生の地域清掃
- ・除草・収穫・田植え作業
- ・地域による公民館寺子屋
- ・中学生の祭り運営
- ・中学生の祭り準備手伝い

【小中連携活動】

- ・公民館寺子屋での学習支援
- ・生徒指導等に関する情報の共有化
- ・中学校体育教員による水泳指導
- ・合同避難訓練
- ・あいさつ交流
- ・中学校バスケット部によるクラブ活動支援

●CSで期待される効果（市内教職員による選択アンケート）

- | | | | |
|---|----------------|-----|---------|
| ① | 子どもの社会性・市民性の向上 | | |
| | 小学校 | 65% | 中学校 65% |
| ② | 地域と連携した取組の推進 | | |
| | 小学校 | 70% | 中学校 47% |
| ③ | 保護者や地域の学校理解の進展 | | |
| | 小学校 | 66% | 中学校 44% |
| ④ | 特色ある学校づくりの推進 | | |
| | 小学校 | 39% | 中学校 47% |
| ⑤ | 教育課題の共有化 | | |
| | 小学校 | 26% | 中学校 20% |
| ⑥ | 児童生徒の学力の向上 | | |
| | 小学校 | 19% | 中学校 12% |
| ⑦ | 生徒指導上の課題解決 | | |
| | 小学校 | 17% | 中学校 6% |

【市民性の評価】

児童生徒の市民性評価の導入

～28年度から通知表添付（児童生徒自己内評価）～

【A】地域に対する関心度（7項目）

- ア) 地域好感度
- イ) 地域の人との挨拶
- ウ) 地域施設活用
- エ) 地域行事参加・参画
- オ) ボランティア活動
- カ) マナー
- キ) その他

【B】地域情報に対する関心度（3項目）

- ア) 学校情報
- イ) 自治会情報
- ウ) 市情報

事例① 春日北小学校児童の市民性評価

(上学年前期～3段階自己内評価)

【評価内容】

自分の住んでいる地域は好きですか? → 上記AのA
地域の方への挨拶、返事をしている。 → 上記Aのイ
地域施設を利用している → 上記Aのウ
地域行事に参加している → 上記Aのエ
地域のボランティア活動に参加している → 上記Aのオ
交通ルールを守っている。(歩行、自転車) → 上記Aのカ
自治会長さんの顔と名前を知っている → 上記Bのイ
自治会だより、市報を見ている → 上記Bのイ、ウ

【行動に見る市民性の姿】

『春日北中学校の1～2年生26名の子どもたちが、当日の水まき、入退場門の安全な往来整理、児童応援席の見守りのサポートに来てくれました。小学校から声かけしたのではなく、「自分が世話になった小学校の何か役に立ちたい」という思いからでした。私は、人から言われるのではなく、自ら進んで自分が住んでいる「地域の一員として、参加し、活動する」という姿を目の前にして、とても嬉しく思いました。』

～春日北小学校長だより抜粋～

【うかがえる子どもたちや地域住民の市民性の高まり】

地域への感謝

私たちは地域の方々に育てられました。これからは地域に恩返ししたいと思います。(成人式の代表挨拶で)

地域への貢献意欲

最近、学校の門の歩道にタバコが落ちています。呼び掛けのポスターを貼りたいのですが・・・(市長出前トークでH中ボランティア部の中学生が発言)

自治会の方への感謝（6年生の感想文）

いきいきサロンに参加して、わたしは、受付を手伝いました。
・・・とても喜んでくれました。自治会の人たちはいつもこうや
って地域のためにがんばっているんだなあと思いました。私も少
しは役に立ってうれしい気持ちになりました。・・・（中略）これ
から、登校の時や遊びに行く時に、おじいちゃんやおばあちゃん
に出会ったら、またたくさんおしゃべりして、生き生きと長生き
してほしいです。

【コミュニティー・スクールの取組で広がる魅力】

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります。
- 護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

●CS開花の要因

【主要因①】「協働のまちづくりの推進」+「自治会力」

+ 「各種団体の献身的活動力」

◆協働のまちづくりの推進

「市長出前トーク」平成13年度～

◆多彩な自治会活動力

○地区世話人制度廃止による地域組織の一元化

○まちづくり交付金創設（平成21年度～）

○子供参画の地域行事、CS財政的支援、CS研修会等

◆青少年健全育成団体の献身的活動力

○アンビシャス広場、みんなと遊ぼう、六中サミット、不登校生徒ボランティア推進等々

【主要因②】「学校力」+「教育委員会力」

◆学校力

○学校運営協議会の活性化

○管理職・地域担当者のリーダー・シップ

○社会に開かれた教育課程の創造・推進

◆教育委員会力

○教育委員会・学校の双方向関係構築（教育長出前トーク）

○五つの継続的支援（検証、総括、動きの誘導、研修、広報）

【主な質疑応答（概要）】

問：（CS導入の）最初の声かけ、発案はどこからであるのか。（市長なのか、教育長なのか）

答：学校ですべての分野の教育をすべきという考え方ではなし、学校、家庭、地域それぞれで教えるべきという考え方がすでにあった。前教育長の考え。同時に教育委員会を改革したいという考えもあった。教育委員会が予算執行、編成等に追われている。教育はどんどん変わっていくのに、教育委員会がその変化に追いついていない。教育委員会も教育に関することを企画したり運営したりしないといけないという考え方もあって、この取組みが始まった。

問：教育委員会の改革として、権限の縮小という、学校と教育委員会は同じ高さであるというところにあるが、それなりの反発はなかったのか。教育長の考えであるのか。

答：教育長のリーダーシップのもとに推進していったという経緯がある。事務局の幹部の職員が、教育委員会の状況が、政策形成とはほど遠い典型的な職務に追われて下を向いて仕事をしている、果たしてこれでいいのかと。このような疑問から教育長と幹部職からのトップダウンで、事業が進められていった。具体的には、学校への権限移譲、学校事務職員を経営参画させる「チーム学校」づくり、規則の改正も行ってサポートしていくというのも行った。事務局の職員が、市役所の中ばかりで仕事しているのではなんの深まりもないということで現場に出ていきなさいということで学校運営協議会に行政職員が入っている。全国的に珍しく、どの学校にも行政職員が2人ずつ入っている、その場にいれば袋だたきになることもある。そうやって鍛えられていくということが効果があるのかなと感じている。

【所 感】

学校と教育委員会はパートナーであるという考え方のもと、予算原案編成権の学校への移譲や教育人事に関する意見を述べる権限を学校運営協議会に与えるなどの権限強化の仕組みづくりに取り組み、地域の方が地域の歴史、文化、伝統について生徒たちに授業するなど、地域の方の学校教育への参入を、一律ではなくそれぞれの地域の特性に合ったやり方で、会議を重ね工夫を凝らした取り組みがなされているなど実感した。学校運営協議会の設置は、現在の法律では、努力義務であるが、桜井市においては、類似の仕組みはあるものの、上記の

ような学校の権限強化には至っていない。コミュニティ・スクールの導入によって、学校、保護者、地域の3者が協力しあう社会総がかりでの教育の実現を目指してよりよい学校を目指す必要があると考える。また、地域のことを知り、興味を持ち、郷土愛をもつことで子どもたちの社会性の向上も期待できる。

